

平成19年柴田町議会第2回定例会会議録（第1号）

出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
まちづくり推進課長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	平間信一	君
危機管理監	吾妻良信	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君
仙南土地開発公社 事務局 長	奥山秀一	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	薊千代	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎 守
主 幹	相原光男

議 事 日 程 (第1号)

平成19年6月8日(金曜日) 午前10時 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

(3) 報告第1 専決処分の報告について

(宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び

宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について)

(4) 報告第2 専決処分の報告について

(宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する
地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について)

(5) 報告第3 専決処分の報告について

(宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方
公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について)

(6) 報告第4 平成18年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について

(7) 報告第5 平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書につ
いて

(8) 報告第6 平成18年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

(9) 報告第7 柴田町国民保護計画について

(10) 報告第8 仙南土地開発公社の経営状況について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより、平成19年柴田町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において9番佐藤輝雄君、10番我妻弘国君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（伊藤一男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日から6月14日までの7日間、うち土曜、日曜を議案調査及び議員活動のため休会とし、実質5日間と意見が一致しました。よって、本定例会の会期は、本日から6月14日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までと決定いたしました。

なお、会期中の日程については、あらかじめお手元に配付いたしました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（伊藤一男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、報告にかえさせていただきます。

町政報告については、町長から通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） それでは、報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず第1点目、柴田町住民自治基本条例をつくる会の活動状況について申し上げます。

昨年10月28日に発足いたしました「柴田町住民自治基本条例をつくる会」は、現在、公募町民43名、町職員6名の計49名で活動しております。当初は基礎学習等を重ねながら、共通理解を深めることに重点を置いて活動しておりました。その後、2月23日に実施した第7回全体会において、より住みよい町にしていくために大切と考えたテーマについて集中的・効果的に調査検討するため、三つの部会が編成されました。各部会合同で3回の活動を行った後、4月からそれぞれの部会が自主活動に入り、おおよそ1週間に1回の割合で地域の集会や役場の会議室で、それぞれのテーマについて学習や話し合いをしながら、調査検討を主体的に進めております。

各部会の自主活動は、これまで8回前後実施されました。5月28日には部会活動中間報告を実施されたところです。また、つくる会活動を円滑及び効果的に行っていくために、つくる会会長、各部会長などで運営委員会も組織されました。さらに、つくる会の活動状況を町民の皆様にお知らせし、条例素案づくりの取り組みについて理解を深め、関心を高めていただく目的で情報発信グループを組織し、今後、2カ月に一度の割合で広報紙を発行する予定とされております。

今後は、議会への説明、町民の皆さんへの説明と意見交換などを行いながら、条例素案作成に向けて活動していくことになっております。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

2点目、船岡保育所移転新築工事の完成について申し上げます。

船岡保育所移転新築工事整備事業は、平成18年第1回定例会において予算繰越の議決、同年第1回臨時会で請負契約の議決をいただき、平成18年8月11日に着工し、平成19年3月9日に完成いたしました。事業費の額は3億9,500万円で、建物は木の温かみを生かした木造平屋建てであり、保育室、遊戯室などは自然光を十分に取り入れられるような設計となっています。また、オール電化、床暖房方式の環境にもやさしい建物となっております。

3月18日には、地域に開かれた保育所運営の一環として完成見学会を開催したところ、周辺

の方々や保護者など約 400人の町民に参加をしていただき、コーラス、人形劇、本の読み聞かせ等が行われ、大変好評でございました。

船岡保育所は、4月5日に入所式を行い、0歳児から5歳児まで160名の児童でスタートいたしました。また、保護者の方々から要望が多かった「ゆとりの保育」や午後7時までの「延長保育」も順調に実施しております。今後の子育て環境を充実させる施設として大きな役割を果たすものと期待しております。議員各位におかれましては、今後とも柴田町の子育て支援の積極的な推進を図るため、絶大なるご支援とご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

次に、「しばた桜まつり」について申し上げます。

本年のしばた桜まつりも実行委員会を組織し、各関係者の協力をいただきながら、4月6日から22日までの17日間、船岡城址公園・白石川堤等をメイン会場に開催いたしました。

期間中は、三の丸会場ではよさこいの演技や太鼓、大正琴、バンドの演奏等、しばたの郷土館では、桜の中の美術祭、手づくり作品の展示等のイベントを開催し、県内外から訪れた約20万人の観光客に楽しんでいただきました。桜の花も期間中の安定した天候により、22日の閉幕まで咲いている状態が続き、訪れた観光客には大変喜ばれましたが、一方で、野鳥のウソの食害により、船岡城址公園山頂の桜はほとんど開花せず、観光客をがっかりさせたのが残念でございました。

また、ことしから船岡城址公園の桜を見に車で訪れた皆様から駐車協力金をご負担いただき、交通渋滞の緩和と安全な誘導、駐車場等の施設の整備充実を図りました。さらに、協力金の一部については、老木化の進む桜の保護育成等に充て、船岡城址公園内の整備を図っていきたいと考えております。開催に当たり、議員各位及び関係者の皆様には各般にわたりご指導とご支援を賜りましたことに対し、心から御礼を申し上げます、報告といたします。

最後に都市計画街路「新栄通線」開通式について申し上げます。

都市計画街路「新栄通線」は、船岡中央三丁目から船岡字七作までを東西に結ぶ900メートルの区間について、平成10年度から予備調査に入り、平成18年度で事業が完成し、去る4月1日に開通式を挙行いたしました。

当日は天候にも恵まれ、奥州一番太鼓の力強い演奏の後、町や地域の関係者と地域の子供たちが一緒にテープカットを行い、地区の皆様と町との協働による手づくりの開通式といたしました。

この道路の開通により、都市計画街路「南光大通線」と「大沼通線」が東西に結ばれ、さらに、「さくら船岡大橋」経由で国道4号線のバイパスまでスムーズにつながるようになります。

事業実施後の目的と効果を検証しますと、一般県道角田柴田線、さくら船岡大橋との相乗効果で船岡市街地の交通の流れが確実に変化していると感じているところでございます。

また、地区内での自転車、歩行者の利用も多く見られ、所期の目的が達成できているのではないかと考えております。ただし、交通量の増大とともに、交通事故への不安が高まっておりますので、交通安全対策について大河原警察署等に要望をしているところでございます。

これまでの議員各位、そして、住みなれた土地を提供してくださいました皆様及び関係者のご支援とご協力に対し心から感謝申し上げ、報告といたします。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。

なお、住民自治基本条例関係は、一般質問に出ておりますので、質疑は省略いたします。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

次に、関連がありますので、報告第1号から第3号まで一括して専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、河南地区衛生処理組合の解散に伴う宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会の規約の変更についてのものでございます。

報告第1号は、宮城県市町村職員退職手当組合に係るもので、河南地区衛生処理組合が東松島市及び石巻市の両市議会の議決を経て、平成19年6月30日をもって解散し、退職手当組合から脱退することについて、組合規約を変更するものでございます。

報告第2号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会に係るもので、報告第1号と同じく、河南地区衛生処理組合の解散、脱退に伴い規約を変更するものでございます。

報告第3号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会に係るもので、報告第1号及び報告第2号と同じ内容により、規約を変更するものでございます。

以上3件の内容について、「地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定

事項」第3項の規定により専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

詳細については担当課長が説明いたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、補足説明をいたします。

報告第1号から報告第3号まででございますが、本案件につきましては、いずれも河南地区衛生処理組合の解散に伴うものでございます。

河南地区衛生処理組合は、昭和46年4月に旧河南町、旧矢本町及び旧鳴瀬町で可燃ごみ焼却施設の管理運営を共同処理する一部事務組合として設立されました。昭和54年4月からは河南地区の火葬業務もあわせて行ってまいりましたが、平成14年11月に石巻広域圏で新焼却炉処理施設が建設されました。その後は火葬業務のみの運営となっておりますが、設立時のごみ焼却施設建設の起債償還が平成19年3月をもって完了したこと、また、火葬業務は東松島市で取り扱うことで、両市の協議が整い解散というふうになったものでございます。

それでは、報告書でございますが、報告書の5ページをお開き願いたいというふうに思います。

宮城県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約。宮城県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1中、「、河南地区衛生処理組合」を削る。

附則でございますが、

1 この規約は、平成19年7月1日から施行する。

2 宮城県市町村職員退職手当組合同負担金条例第6条第1項の規定により河南地区衛生処理組合が平成19年6月30日までに宮城県市町村職員退職手当組合同に納付した負担金の総額と同日までに退職した河南地区衛生処理組合職員に支給した退職手当の総額との差額は、還付するものとする。

精算ということの条文となります。

次に、第2号でございますが、11ページになります。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約。宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を次のように変更する。

別表第1中、「・河南地区衛生処理組合」を削る。

附則、この規約は、平成19年7月1日から施行する。

第3号でございますが、17ページになります。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

別表第1中、「・河南地区衛生処理組合」を削る。

附則、この規約は、平成19年7月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告を終結いたします。

次に、関連がありますので、報告第4号から報告第6号まで一括して専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第4号、平成18年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第5号、平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第6号、平成18年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

報告第4号につきましては、さきの第1回定例会において、平成18年度柴田町一般会計予算のうち、「後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業」及び「農林水産施設災害復旧事業」について、平成19年度へ繰越事業として議決いただいております。

また、報告第5号及び報告第6号につきましては、同じくさきの第1回定例会において、平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算及び柴田町介護保険特別会計補正予算のうち、「後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業」について、それぞれ平成19年度への繰越事業として議決いただいております。

今回、これら一般会計及び特別会計に係る繰越明許費の繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、企画財政課長が一括して説明をいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 町長がただいま報告理由で申し上げましたが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、今回報告するものであります。

関連がありますので、報告第4号から報告第6号につきまして一括してご説明いたします。

報告第4号、平成18年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。21ページをお開きください。

平成18年度事業のうち、繰越明許費につきましては、平成19年第1回定例会におきまして議決をいただいております。内容につきましては、表に示してあります2事業で、翌年度に繰り越す繰越明許費の総額は1,501万3,000円であります。財源といたしましては、国・県支出金、負担金、一般財源となっております。

まず、民生費の後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改良事業であります。国の平成18年度補正予算に呼応し、平成18年度3月補正予算で措置しておりましたが、現実的に年度中の事業完了は不可能であり、年度内に支出ができないとの理由で平成19年度に繰り越した事業であります。この事業につきましては、平成19年10月の完了を予定しております。

次に、災害復旧費の農林水産施設災害復旧事業であります。平成18年度12月補正予算で措置させていただいたものであります。入間田、屋敷沢地区小規模山地災害復旧工事分において年度内の事業完了が見込めないことから、さらに年度内に支出ができないとの理由で繰り越しをさせていただいた事業であります。この事業につきましては、本年6月の完了を予定しております。

次に、報告第5号、平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。25ページをお開きください。

先ほど報告第4号でご説明いたしました理由により、後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業につきまして1,470万円を繰り越すものであります。

次に、報告第6号、平成18年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。29ページをお開きください。

これにつきましても、報告第4号でご説明いたしました理由により、後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業につきまして190万円を繰り越すものであります。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（伊藤一男君） これより議会運営基準により質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

報告第4号から報告第6号までの専決処分の報告を終結いたします。

報告第7号、柴田町国民保護計画についての報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告7号、柴田町国民保護計画についての報告理由を申し上げます。

平成16年9月17日に施行されました武力攻撃等事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定により、柴田町国民保護計画を作成いたしましたので、同条第6項の規定により議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、危機管理監が説明をいたしたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） それでは、柴田町国民保護計画についてご説明いたします。

計画作成の趣旨でございますが、国民保護法に基づき武力攻撃事態から国民の生命、身体及び財政を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するために、柴田町国民保護計画を作成したものです。

この計画は、国民保護措置として避難、救援、武力攻撃災害への対処の3点を柱として構成しております。また、国民保護措置を実施するに当たり、基本的人権の尊重など、特に留意すべき事項を基本方針として明記してございます。

配付させていただきました資料をごらんいただきたいと思います。

柴田町国民保護計画は、5編での構成となっております。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

第1編総則でございまして、五つの章からの構成となっております。

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成についてでございます。

3ページ、第2章でございまして、国民保護措置に関する基本方針について定めております。

5ページ、第3章でございます。関係機関の事務又は業務の大綱等についての定めでございます。

7ページ、第4章 町の地理的、社会的特徴について明記しております。

10ページ、第5章でございまして、町国民保護計画が対象とする事態として、武力攻撃事態、緊急処理事態についてそれぞれ定めております。

第2編は、15ページから36ページまでで、平素からの準備を4章の構成になっております。

第1章 組織・体制の整備等で、町職員の参集基準、関係機関、県、近隣市町村との連携、通信の確保、情報の収集・伝達等に必要な準備、研修、訓練などについて定めております。

30ページからは第2章で、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えとして、避難に関する基本事項、救援に関する基本事項、生活関連施設の把握などを定めております。

第3章は、34ページからで、物資及び資材の備蓄、整備について定めてございます。

36ページ、第4章は、国民保護に関する啓発、武力攻撃事態において住民がとるべき行動等に関する啓発について明記しております。

第3編は、37ページから78ページまでで、武力攻撃事態等への対処について11章での構成になっております。

第1章は、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置について定めております。

第2章は、39ページからで、町対策本部の設置する場合の手順や対策本部の組織、機能等について定めております。

第3章は、44ページからです。関係機関相互の連携で、国・県、他の市町村、指定行政機関、指定地方行政機関等との連携、派遣申請、応援要請、住民への協力要請などを定めております。

第4章は、48ページからで、警報及び避難の指示等で、警報の伝達、避難住民の誘導等についての定めでございます。

第5章は、58ページでございます。

避難先地域となった場合において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の内容を定めております。

60ページ、第6章でございます。安否情報の収集・提供についてでございます。

63ページ、第7章は、武力攻撃災害への対処や応急措置等について定めております。

74ページ、第8章でございます。被災情報の収集及び報告について定めてございます。

75ページ、第9章は、保健衛生の確保、廃棄物の処理。

第10章、77ページ、国民生活の安定に関する措置について。

第11章、78ページ、特殊標章等の交付及び管理についてそれぞれ定めております。

第4編は、復旧等についての3章の構成で、80ページから82ページまででございます。

第1章は、応急の復旧の基本的な考え方及び公共的施設の応急の復旧についての計画です。

第2章は、武力攻撃災害の復旧で、町が管理する施設、設備が武力攻撃による被害が発生したときの修繕、補修などについて定めております。

82ページ、第3章は、国民保護措置に要した経費の支弁、国への負担金の請求、損失補償、損害補償、損失の補てんについての定めでございます。

83ページは、第5編でございまして、緊急対処事態、緊急対処事態における警報の通知及び伝達についてでございます。

以上で柴田町国民保護計画の趣旨と概要を説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより議会運営基準により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（伊藤一男君） 報告第7号、柴田町国民保護計画についての報告を終結いたします。

報告第8号、仙南土地開発公社の経営状況についての報告を求めます。

町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告8号、仙南土地開発公社の経営状況についての報告理由を申し上げます。

仙南7町で組織しております仙南土地開発公社の経営状況について、仙南土地開発公社理事会におきまして、平成19年度事業計画及び予算については、去る3月26日に、また平成18年度決算につきましては、去る5月10日にそれぞれ議決いたしておりますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、仙南土地開発公社の事務局長が説明いたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。仙南土地開発公社事務局長。

○仙南土地開発公社事務局長（奥山秀一君） 報告第8号、仙南土地開発公社の経営状況についてご説明申し上げます。

初めに、平成18年度の決算についてご説明を申し上げますので、決算報告書の1ページをお開き願います。

事業報告書。1. 概要 (1)総括。本年度は柴田町の平成16年度新栄通線事故繰越分の用地先行取得事業 1,922万 4,769円で、事業資金は全額金融機関からの借入れです。

(2)経理ですが、収益的収入は5億 9,044万 8,618円で、収益的支出は5億 9,435万 7,770円となりました。差し引き 390万 9,152円の欠損金となりましたが、欠損金は、前年度からの繰越未処分利益剰余金で補てんいたしました。

資本的収入は 1,922万 4,769円、資本的支出は5億 9,555万 7,514円となりました。差し引き不足額5億 7,633万 2,745円につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんいたしました。

2. 業務は、当該年度の土地取得事業の内訳となっております。

2ページをお開きください。

3. 借入金は、公社の借入金状況を説明するものでございます。下の合計の欄でご説明いたします。

前年度末現在の借入金は9億 1,153万 3,141円、当該年度借入金は七十七銀行からの 1,922万 4,769円です。当該年度の償還額が5億 7,633万 2,745円ですので、平成18年度末現在高は3億 5,442万 5,165円となりました。借入先は七十七銀行とみやぎ仙南農業協同組合で、その内訳は表のとおりとなっております。

4は事業資産明細書です。

経理上、借入金の未償還元金分を公社の所有資産として計上しておりますので、ただいまご説明いたしました3. 借入金の金額が資産の明細となっております。

5. 有形固定資産は自動車1台で、残存価格の10%はなります。減価償却につきましては、定額法に基づき行っております。

3ページお開きください。

収益的収入及び支出です。

決算額でご説明申し上げます。

初めに、収入ですが、款1事業収益5億 9,044万 8,618円、項1業務収益5億 9,042万 1,776円で、内訳といたしましては土地売却収入5億 9,028万 7,203円と事業所手数料13万 4,573円の合計となっております。業務外収益につきましては2万 6,842円、内訳は預金利子で普通預金利子1万42円、定期預金利子1万 6,800円の合計です。

支出ですが、事業費用5億 9,435万 7,770円、業務費用といたしまして5億 8,035万 5,652円で、内訳といたしましては土地売却原価5億 7,633万 2,745円、償還元金と管理費 402万 2,907円の計となっております。業務外費用につきましては、償還金利息の 1,395万 4,458円となっております。平成18年度は予備費から繰上償還の事務手数料といたしまして不足いたしました4万 7,660円の支出がございました。収益的収入が不足する額 390万 9,152円は繰越未処分利益剰余金で補てんいたしました。

次に、4ページお開きください。

4 ページは、資本的収入及び支出となっております。

決算額でご説明申し上げます。

収入は、資本的収入 1,922万 4,769円で、平成18年度の長期借入金額となっております。

支出につきましては、資本的支出5億 9,555万 7,514円、建設改良費 1,922万 4,769円は、平成18年度土地取得費となっております。借入償還金5億 7,633万 2,745円、これにつきましては、村田・柴田町2町からの償還元金となっております。支出に対して不足する額5億 7,633万 2,745円は、当年度損益勘定留保資金で補てんいたしました。また、不用額の 362万 5,482円につきましては、平成16年度事業で平成18年度に事故繰越をいたしました柴田町新栄通線用地取得事業での不用額となっております。

5 ページは、資産目録。

続きまして、6 ページ、損益計算書。

続きまして、7 ページ、貸借対照表でございます。

7 ページの貸借対照表で平成18年度末における公社の流動資産、現金預金額は 4,710万 1,474円です。保管方法といたしましては、七十七銀行に普通預金といたしまして 610万 1,474円、定期預金 4,100万円となっております。

8 ページをお開きください。

下の部分につきましては、繰越未処分利益剰余金の処分の仕方を承認していただくために、剰余金処分計算書（案）で掲載しております。

上は、処分計算書（案）が承認されまして決算書に載せる利益剰余金計算書になります。

1. 繰越未処分利益剰余金 1,217万 9,374円は、前年度末での未処分利益譲与金額となっております。

2. 当年度欠損額 390万 9,152円は、収益的収支の不足額です。

3. 当年度の未処分利益剰余金処分額 390万 9,152円は、欠損金を補てんするものです。

結果といたしまして、4. 次期繰越未処分利益剰余金 827万 222円は、平成19年度へ繰り越される繰越金額となります。

11ページ、12ページをお開きください。

このページにつきましては、公社の監事によります監査意見書でございます。

以上で平成18年度決算の説明とさせていただきます。

続きまして、平成19年度事業計画と予算についてご説明申し上げます。

別冊の平成19年度土地開発公社事業計画をごらんください。

1 ページをお開きください。

平成19年度事業計画（総括）ですが、現在のところ、公社を構成しております7町のいずれからも申請がございませんので、空欄となっております。

4 ページをお開きください。

平成19年度仙南土地開発公社の予算でございます。

第1条、総則。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を、収入につきましては1億8,711万8,000円、支出につきましては1億9,154万9,000円と定めております。収益的収入、支出の不足額436万1,000円は、前年度繰越未処分利益剰余金で補てんいたします。

第3条です。

資本的収入及び資本的支出についてでございますが、先ほど1ページでご説明申し上げましたとおり、今のところ事業計画がございませんので、借入金が0円ということになりまして、支出の1億8,153万円、借入償還金につきましては、当年度損益勘定留保資金、土地売却原価で補てんいたします。

第4条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。

続きまして、6ページから10ページまでにつきましては、平成19年度予算の実施計画書及びその明細書でございます。

先ほど4ページでご説明申し上げました第2条の収益的収入及び支出の第3条の資本的収入及び支出の予定額の明細となっております。

11ページをお開きください。

平成19年度の資金計画書となっております。

続きまして、12ページ、平成18年度の予定損益計算書でございます。

13ページにつきましては、平成18年度及び19年度の予定貸借対照表でございます。

以上、報告第8号、仙南土地開発公社の経営状況の補足説明といたしまして、決算報告書、事業計画書のご説明を申し上げました。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤一男君） これより議会運営基準により質疑を許します。質疑ありませんか。

質疑回数は1回であります。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号、仙南土地開発公社の経営状況についての報告を終結いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、あす9日と10日は休会とし、11日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時47分 散 会
